百年まちづくりの会　会則

2014.5

《趣　旨》

将来のやまなしの大幅な人口減少や経済環境の変化に際し、東京、山梨を短時間で結ぶ超高速鉄道リニア中央新幹線を活用した新しい都市（まち）づくりが期待されます。

未来にむけては、きれいなまち、世界に誇れる魅力あるガーデンシティが重要なコンセプトとなります。東京都心と短時間で結ばれる甲府盆地南部（曽根丘陵地帯）を中心に、人口20万人が働き、居住する新しい都市づくりを地域から考え、提案していくものとします。

同時に、きれいな里山や庭園づくりなどに取り組んでいくものとします。

これらにより、次世代の若者達の雇用の場を創出するなど、活力ある未来のふるさと山梨に寄与していくこととします。

第１条　（目　的）

リニア中央新幹線時代にむけ、東京23区に続く新たな未来都市を甲府盆地南部を中心に建設していくまちづくり、ならびに地域のきれいな景観、里山づくりなどに取り組んでいくことを目的とします。

第２条　（名　称）

本会の名称は、「 百年まちづくりの会 」とします。

第３条　（活　動）

本会の活動は、次のとおりとします。

１）新しい時代の魅力あるガーデンシティの検討及び提案活動

２）きれいな里山や庭園づくりへの取組

３）東京バックアップ機能の検討及び東京とのコラボレーション活動

４）CO2削減、環境都市等に関する調査、検討

５）地域での学習、実践活動の他、本会の目的に付随する活動

第４条　（事務局）

本会の事務局は、次のところにおくものとします。

山梨県笛吹市境川町三椚３０１

第５条　（会員、資格）

会員は、本会の趣旨に賛同する個人又は法人とし、一般会員、研究会員等により構成します。

２．入会申し込みにより本会が認めた者は、会員とします。（別紙　入会申込書）

３．本会会員の欠格要件にあたる者は会員となることができないものとします。又、本会の趣旨に反する行為があった者、もしくは本会の事業に不利益を及ぼすおそれのある者は、会員資格を失うものとします。この際、本会は、一切の負担、義務を負わないものとします。

４．会費未納者は、督促から１年の期限経過をもって会員資格を失うものとします。

５．次の者は、会員となることができないものとします。

１）暴力団及びこれに類する団体等の構成員、又はそのおそれのある者

２）反社会的活動、政治活動、宗教活動等、本会の趣旨と異なる活動を行おうとする者

６．退会するときは、本会に退会届を提出し退会するものとします。

第６条　（会員の個人情報）

会員の個人情報は、本人に不利益が発生しないよう十分注意し、扱っていくものとします。

２．会員は、イベント参加案内など本会からの電子メールでの個別配信を容認するものとします。

３．会員は、本会のパンフレット、ホームページ等において活動の写真掲載等を容認するものとします。

第７条　（会員区分、会費）

会員の会員区分と年会費は、次のとおりとします。

会員の区分	入会金	年会費	摘　要
一般会員			
個　人	なし	5,000 円	学生無料、ボランティア免除
法　人	なし	30,000 円	研究分科会参加(1)
研究会員	なし	100,000 円	研究分科会参加(複数)
賛助会員	なし	50,000 円／１口	
協力会員			

２．次の者は、「協力会員」とします。

20万円以上の年会費負担者もしくは、寄付金、支援等を提供する者で本会が認める者

３．自治体は、入会金、年会費ともに無料とします。

４．個人会員のうち、本会が行うガーデンパークや里山づくり等の活動にボランティア参加する者で本会が認める者は、会費を免除することができるものとします。

５．個人会員のうち学生は、会費を無料とします。

６．一般会員が参加できる研究分科会は原則１つの分科会までとし、研究会員は、複数の研究分科会に参加することができるものとします。

７．年度の中途からの入会者においても会費は原則第１項のとおりとします。ただし、理事会で特に定めをおくときは、この限りでないものとします。

８．　理事（一般会員）の年会費は、理事会において変更することができるものとします。

第８条　（役　員）

総会において、会員の中から理事を選任し、理事は、理事会を構成します。又、理事は、本会の運営について協議し事業を執行するものとします。

理事　　３名以上１５名以内　　監事　　２名以内

２．監事は、業務の執行状況ならびに財産の状況を監査するものとします。

３．理事の中から次の役員をおくこととし、理事の互選によるものとします。

会長　　１名

副会長　　２名以内

４．会長の選任が難しい場合、会長代行をおき、会長が選任されるまので間、その業務を代行するものとします。

５．理事、監事の任期は、２年とし、再任を妨げないものとします。

６．総会、理事会ともに、会長が招集するものとします。

第９条　（役員の職務）

役員の職務は、次のとおりとします。

１．会長は、本会を代表し会務を統括するものとします。

２．副会長は、会長不在のとき、その職務を代理し会務を総括するものとします。

３．会長は、顧問、相談役等をおくことができるものとします。

第１０条　（総会、研究分科会）

総会は、年１回以上開くものとし、本会の運営に関する予算、活動計画等重要な事項について決議し、また、活動状況を報告するものとします。

２．総会の議長は、会長がつとめ、出席会員の過半数をもって決議するものとします。

３．総会に本人が参加できない場合、表決を代理人に委任することができるものとします。

４．研究分科会は、会長または研究分科会の代表者が随時開催するものとします。

第１１条　（事務局、組織）

会長は、本会の事務局を編成し、事務局を総括する者を選任するものとします。

２．会長は、必要あるとき参与、専務理事、常務理事等の役職者をおくことができるものとします。

３．会長は、必要に応じて研究分科会等を設置することができるものとし、あわせて研究分科会運用ルールの作成、代表者の選任等ができるものとします。

第１２条　（予算、執行管理）

本会の運営に必要な経費は、会費その他の収入をもって充当するものとします。

２．会長は、年度の予算のほか、必要がある場合、補正予算を編成し、執行することができるものとします。

第１３条　（会計年度）

会計年度は、毎年４月１日にはじまり翌年３月末日で終了します。

第１４条　（会則の変更等）

この会則に定めのない事項は、理事会において定めるものとします。

第１５条　（解　散）

本会を解散する場合は、総会において出席会員の２／３以上の議決を必要とします。

２．本会解散時に有する本会の資産、情報等は、全て事業会社に委ねることとし、事業会社はこれを本会の趣旨に従い活用していくものとします。

付　則

１．この会則は、設立総会の開催日（平成２５年１０月２５日）から施行します。

２．平成26年5月20日に一部改正します。

百年まちづくりの会　役員

会長代行　廣瀬　光男
理　事　　北嶋　恒男
理　事　　岩沢　正敏
理　事　　池谷　陸雄
理　事　　中込　　雅
理　事　　小沢　　治
監　事　　深澤　公人

以上

2014.5.20